
兵庫県後期高齢者医療広域連合 議会情報セキュリティ対策基準

制定日：令和8年3月13日

施行日：令和8年4月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

改訂履歴

施行年月日	版番号	改訂理由・内容
令和 8年 4月 1日	第 1.0 版	初版発行

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会情報セキュリティ対策基準

1. 目的

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会情報セキュリティ対策基準とは、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会が定める兵庫県後期高齢者医療広域連合議会情報セキュリティ基本方針（以下「議会基本方針」という。）に基づき情報セキュリティ対策等を実施するために適用範囲における共通の基準として具体的な遵守事項及び判断基準を定めたものである。

2. 適用範囲

本対策基準が適用される範囲は兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）第7条第2項に規定する広域連合議員とする。

3. 組織体制

適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準（平成19年6月25日制定。以下「対策基準」という。）に規定する組織に権限と責任を委任する。

4. 対策基準の準用

議会基本方針に規定する対策等を実施するために必要となる、具体的な遵守事項及び判断基準等については、対策基準の例による。

附則

（施行期日）

この対策基準は、令和8年4月1日より施行する。